News Release



平成28年2月9日

風力発電システムの開発などの事業を営んでいると偽って 社債購入を勧誘する「株式会社エコロジーライフ」に関する注意喚起

平成27年8月以降、風力発電システムの開発などの事業を営んでいると偽って、無担保転換社 債型新株予約権付社債(以下「社債」といいます。)の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地 の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社エコロジーライフ」(以下「エコロジーライフ」といいます。)の勧誘において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(不実のことを告げること)を確認したため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

【勧誘事例の概要】

- ① エコロジーライフは、消費者に対し、同社の会社概要及び事業内容とする風力発電の概要 を記載したパンフレットや社債のお申し込み用紙等一式(以下「勧誘資料」といいます。) が入った封筒(以下「封筒」といいます。)を送付してきます。
- ② その後、消費者に、エコロジーライフの社債の購入を希望すると称する者(以下「購入希望者」といいます。)から電話があり、「社債を購入したいが、その社債は本人(消費者。以下同じ。)又は本人の親戚しか購入することができないので、エコロジーライフから電話がかかってきたら、私(購入希望者)をあなた(消費者。以下同じ。)の親戚であると答えてほしい。」などと依頼してきます。
- ③ 消費者によっては、購入希望者の依頼を承諾してしまいます。
- ④ その後、購入希望者の依頼を承諾した消費者に、エコロジーライフから購入希望者との関係を確認する電話があり、消費者は、「購入希望者は、自分(消費者)の親戚である。」と答えます。
- ⑤ 数日後、エコロジーライフから消費者に電話があり、「あなたがうそをついたことで、エコロジーライフの口座が止められてしまった。その責任として3000万円(購入希望者の社債購入金額)の1割の300万円を支払ってほしい。」などと金銭の支払を要求してきます。
- ⑥ また、エコロジーライフとは別の関係者からも消費者に電話があり、「親戚だとうそをついて社債を購入しようとしたため購入希望者は逮捕された。あなたも逮捕されることになる。 購入希望者の保釈金やあなたの裁判費用も必要になる。」などと金銭の支払を要求してきます。

【消費者へのアドバイスの概要】

- 見知らぬ人や事業者からの「社債を購入したいが、その社債は封筒が届いた本人か本人の 親戚しか購入ができないので、私(購入希望者)をあなたの親戚ということにしてほしい。」 などといった依頼は詐欺の手口です。見知らぬ人や事業者からこのような依頼を受けても決 して応じてはいけません。
- O <u>このような取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に各地の消費生活相談</u> 窓口(消費生活センター等188)や警察(#9110)に相談しましょう。



あなたも逮捕されることになる! 裁判費用が必要になります!

あなたがうそをついたことで、 私の会社の口座が止められて しまった!



私の親戚だと答 えてもらえませ

んか。

(4)購入希望者が親戚で

①勧誘資料の送付

⑤金銭の支払を要求

⑥金銭の支払を要求

②購入希望者を消費者の親戚 だと答えるよう依頼

購入希望者

消費者

③承諾

1. 事業者の概要

名 称	株式会社エコロジーライフ
所 在 地	東京都北区赤羽南1-9-11 赤羽南ビル6 F
代 表 者	尾崎正道
設 立	平成4年4月
資 本 金	1億 4000 万円
事業内容	風力発電システムの開発及び販売・メンテナンス業務

- ※ エコロジーライフが消費者に提供した資料に記載されている内容です。
- ※ エコロジーライフは、上記所在地に存在しません。
- ※ 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な勧誘事例(勧誘資料については参考資料を参照)

【事例1】

- (1) 平成27年8月下旬頃、エコロジーライフから消費者宅に封筒が届いた。その封筒には、 エコロジーライフの会社概要及び事業内容とする風力発電の概要等が記載されたパンフレット、社債に関する説明資料、エコロジーライフの社債購入のお申し込み用紙、エコロジーライフの担当者の名刺が入っていた。
- (2) その翌日、大手企業の社員を名乗る男性(以下「A」という。)から消費者に「エコロジーライフの社債購入に関する封筒が届いているか。」と電話が架かってきた。消費者がAに「はい。」と答えたところ、その翌日にもAから消費者に電話があり、「エコロジーライフの社債を購入したいが、その社債はその封筒が届いた本人か本人の親戚しか購入することができないので、私(A)をあなたの親戚ということにしてほしい。」と依頼され、消費者はAの申出を承諾した。
- (3) その2日後、エコロジーライフの前記(1) の名刺の担当者名を名乗る者(以下「B」という。)から消費者に電話があり、「Aから『Aはあなたの親戚なので、あなたの代わりに社債を購入したい。』との申出を受けているが、Aは本当にあなたの親戚ですか。」と聞かれたので、消費者は「はい。」と答えた。
- (4)上記(3)と同じ日、Bからの電話の後にAから消費者に「エコロジーライフが私(A)をあなたの親戚と認めてくれたので、社債を購入できました。」とお礼の電話があった。
- (5) その2日後、会社名や氏名を名乗らない男性(以下「C」という。)から消費者に電話があり、「あなたの親戚だとうそをついてエコロジーライフの社債を購入しようとしたためAは警察に逮捕された。あなたも逮捕されることになる。Aの保釈金やあなたの裁判費用も必要になる。」などと言って、金銭の支払を要求してきた。
- (6) 消費者は、最寄りの消費生活センターや警察署に相談し、被害に遭わずに済んだ。

【事例2】

- (1) 平成27年9月末頃、エコロジーライフから消費者宅に封筒が届いた。
- (2) その翌日頃、エコロジーライフの社員と名乗る者(以下「D」という。)から消費者に「当社から封筒が届きましたか。」と電話が架かってきた。消費者はDに「封筒は届いている。」と回答するとともに封筒に入っていたエコロジーライフの社債の勧誘資料を確認し、「興味はない。」と答えて電話を切った。

- (3) 更にその翌日頃、エコロジーライフの社債の購入を希望すると称する者(以下「E」という。) から消費者に電話があった。Eは、消費者に対し、「封筒が届いたあなたの住む地域に私(E)の親戚がいる場合は、私(E)にエコロジーライフから社債の申込みの許可が下りるので、エコロジーライフから電話がかかってきた場合は、私(E)をあなたの親戚だと答えてもらえませんか。」と依頼した。Eが消費者に被害が及ぶことはないと保証してくれたので、消費者はEの依頼を承諾することにした。
- (4) その翌日頃、Dから消費者に電話があり、「Eさんから社債の代金として 3000 万円頂きましたが、Eさんはあなたの親戚ですか。」と尋ねられたので、消費者は「はい。」と答えた。
- (5)後日、Eから消費者に、「エコロジーライフが社債の申込みを受けてくれ、3000万円を納めました。」と電話があった。
- (6) 10 月に入って、Dから再び消費者に電話があり、「Eさんは、本当はあなたの親戚ではないのではありませんか。」と聞いてきたので、消費者はDに「本当は、Eは自分(消費者)の親戚ではない。」と答えた。するとAは消費者に、「あなたがうそをついたことで、エコロジーライフの口座が止められてしまった。その責任としてあなたに3000万円の1割である300万円を支払ってほしい。」と金銭の支払を要求した。
- (7) その数日後、今度は、弁護士と名乗る男性からも消費者に電話があり、「Eがうそを言わせたことが原因ではありますが、あなたも保証金として300万円支払う必要があります。」と言われた。
- (8)消費者は、知人の助言を受け、最寄りの消費生活センターや警察署に相談した。そこで今回の一連の出来事が詐欺であることを知り、被害に遭わずに済んだ。

<u>3.当庁が確認した事実</u>

- エコロジーライフは、消費者に対し、同社の会社概要及び事業内容とする風力発電の概要 を記載したパンフレットや社債のお申し込み用紙等一式が入った封筒を送付してきます。
- その後、消費者に、購入希望者から電話があり、「社債を購入したいが、その社債は本人又は本人の親戚しか購入することができないので、エコロジーライフから電話がかかってきたら、私(購入希望者)をあなたの親戚であると答えてほしい。」などと依頼してきます。なお、その電話の前にエコロジーライフの担当者と称する者から消費者に封筒の到着の有無について尋ねる電話が架かってくることもあります。
- 更にその後、購入希望者からの前記依頼を断らなかった消費者に、エコロジーライフから 電話があり、購入希望者との関係を確認されます。消費者が購入希望者は自分(消費者)の 親戚であると答えると、後日、購入希望者から消費者に、エコロジーライフの社債の申込み や購入ができたというお礼の電話があります。
- 〇 その数日後、エコロジーライフやその関係者から消費者に電話があり、「親戚だとうそをついて社債を購入しようとしたため購入希望者は逮捕された。あなたも逮捕されることになる。 購入希望者の保釈金やあなたの裁判費用も必要になる。」、「あなたがうそをついたことで、 エコロジーライフの口座が止められてしまった。その責任として 3000 万円(購入希望者の 社債購入金額)の1割の300万円を支払ってほしい。あなたも保証金として300万円支払う 必要があります。」などと言って、金銭の支払を要求してきます。
- エコロジーライフは、消費者に送付した勧誘資料に同社の事務所の所在地を掲載していますが、当該所在地に同社の事務所は存在しませんでした。
- エコロジーライフが消費者に送付した勧誘資料に記載している所在地に係る商業登記簿を 確認したところ、当該所在地におけるエコロジーライフの登記は存在しませんでした。

- エコロジーライフは、消費者に送付した勧誘資料の社債のお申し込み用紙に振込先として 同社名義の口座を記載していますが、当該口座は実在しないものでした。
- エコロジーライフが使用していると思われる電話番号について調査したところ、判明した 契約者は、電話転送サービス事業者であり、いずれの電話番号も、解約済みなどの理由によ りエコロジーライフと連絡を取ることはできませんでした。

4. 消費者へのアドバイス

- 〇 前記3の事実を踏まえると、エコロジーライフには事業の実体がないことが強く疑われます。エコロジーライフから勧誘資料が届いた場合又はエコロジーライフの社債の購入希望者 からエコロジーライフの勧誘資料について電話で質問や依頼を受けた場合、決して応じない でください。
- 見知らぬ人や事業者からの「社債を購入したいが、その社債は勧誘資料の封筒が届いた本人か本人の親戚しか購入ができないので、私(購入希望者)をあなたの親戚ということにしてほしい。」、「勧誘資料の封筒が届いたあなたの住む地域に購入希望者の親戚がいる場合は、購入希望者に社債の申込みの許可が下りるので、勧誘資料の事業者から電話がかかってきたら、私(購入希望者)をあなたの親戚だと答えてもらえませんか。」といった依頼は詐欺の手口です。見知らぬ人や事業者からこのような依頼を受けても決して応じてはいけません。
- 〇 このような依頼に応じてしまい、後から<u>「あなたがうそをついたことで、会社の口座が止められてしまった。その責任として保証金を支払ってほしい。」などと言われて金銭の支払を求められても、決して支払ってはいけません。お金を支払う前に消費生活センター等や警察</u>に相談しましょう。
- 金融庁では、金融行政・金融サービスに関する一般的な御質問・御相談・御意見を金融サービス利用者相談室で受け付けるとともに、同庁のウェブサイトで専用ページを設けて詐欺的な投資勧誘等への注意を促していますので、参考にしてください。
 - 金融庁金融サービス利用者相談室 受付時間 平日10時00分~17時00分 電話番号 0570-016811 (IP電話からは03-5251-6811)
 - 金融庁ウェブサイト:専用ページ「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください!」 http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/attention.html
- <u>このような取引に関して不審な点があった場合は、各地の消費生活相談窓口(消費生活センター等)や警察に相談しましょう。</u>
 - ◆ <u>消費者ホットライン(最寄りの消費生活センター等を御存知でない場合)</u>

電話番号 188 (いやや!)

◆ 警察相談専用電話

電話番号 #9110

(以 上)

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室 TEL: 03(3507)9187 FAX: 03(3507)9287

Wind power



風の力を利用して電気をおこす、「風力発電」

風力発電は、風力エネルギーの約 40%を 電気エネルギーに変換可能な高効率の発電方法です。





風力発電は、風の運動エネルギーで風車を回し、その動力を発電機に伝達して電気を発生させるシステムです。 風車の形状は風力エネルギーの利用効率が高いことから、発電にはプロペラ型のものが多く使われています。 風力の長所は、再生可能でクリーン、そして純国産のエネルギーということです。短所は風まかせであるため エネルギー密度が低く、電力の出力調整が困難なこと、また化石燃料と比べてコスト競争力に欠けることです。 しかし、こうした風力発電の短所を克服して、風という地球に与えられたエネルギーを最大限活用していくことが私たちに求められています。

また、石油をはじめとするエネルギーの大半を海外からの輸入に頼っているわが国において、再生可能エネルギーである風力をはじめとする新エネルギーの導入拡大は、エネルギーの安全保障や地球温暖化防止といった 国家的な観点から大きな期待が寄せられています。

風力は地球にやさしく、無尽蔵ともいえる自然エネルギーです。この風力を利用した大・中規模の風力発電の 普及拡大に取り組んでいます。これまでいくつもの発電所を建設・運営してきたノウハウをもとに計画、設計、 運営など一貫した事業を展開してまいります。

効率的な運用を求めて集合化と大型化にシフト

風力発電は、長所を生かしながら短所をカバーするために、さまざまな工夫がなされています。世界的に導入されている風車を一定の敷地内に集中させる「ウィンドファーム」方式は、風車の集合化により発生電力量の増加はもとより、不安定な風による個々の風車のバラツキをうまくまとめ、電圧と周波数への影響を少なくすることが期待されます。

また、風車の直径を大きくすることで1基あたりの出力を増やすとともに、タワーを高くすることでより上空 にある強い風を活用でき、効率的な風力エネルギーの利用も実現できます。

風力発電の立地選びは重要

風の持つエネルギーは理論的に、風速の3乗に比例します。そのため「少しでも風の強いところ」に風車を立てること、つまり適地を選択することが大きな意味を持つのです。

しかし、台風や竜巻のように、時に私たちに大きな被害をおよぼす膨大なエネルギーを持つ風は風力発電に適しません。風力発電には1年を通して安定した強い風が吹くことが大切、そのため少なくとも1年以上をかけた風況調査を行うことが不可欠です。

風は意外とデリケート。地形はもちろん植生、それに加えて風車相互間の干渉によっても風況が左右されます。 複雑な地形および風車の相互干渉等による風況変動をシュミレーション等により多面的に解析評価し、より多 くの風力エネルギーが得られるように風車を配置します。

風力発電のメリット 安く、早く、効率よく、いつまでも。

風力発電は、自然に吹いている風を電力に変えるので温室効果ガスをほとんど排出しない代表的な新エネルギーです。自然の力である風力は枯渇することがなく無限にあります。とくに日本はユーラシア大陸東端に位置し、太平洋の西端の弧状列島であることから世界でも有数の風資源を誇る国です。つまり、資源に乏しい日本でも無尽蔵のエネルギーを得ることができるといえます。

発電コストが低い

新エネルギーの発電コストをみると、風力発電は $9\sim12$ 円 /kWh、太陽光発電(住宅用)は 47 円 /kWh、バイオマス発電は 40 円 ~160 円 kWh。また既存の発電方式では、原子力は 5.9 円 /kWh、石炭火力は 6.5 円 kWh、石油火力は 10.2 円 kWh、水力は 13.6 円 kWh。

既存の発電方式と比べると、風力はまだ若干高いと言えますが、新エネルギーの中では最もコストが安く、太陽光発電の 1/4 のコスト。つまり、同じ価格なら 4 倍のエネルギーを得ることができます。更に、技術進歩によって 2020 年には 5 円/kWh と既存の電力に比べても安くなることが見込まれています。

工期が短い

原子力発電所の工期は条件にもよりますが、一般的なもので 4 年程度かかります。 それに比べ風力発電サイトの工期は短く、およそ 1 年半程度で済みます。

変換効率が高い

風車は風の力の 40%をエネルギーに変えることができます。これはエネルギーの変換効率としては非常に高い数字です。一般的な太陽光発電で普及しているパネルは変換効率10%程度と言われています。変換効率が高いということは、自然エネルギーを少ないロスで生活に役立つエネルギーに変えることができるということです。※太陽光発電の変換効率は最も高いもので 35.8%のものがあります。ただしコストが高いため宇宙開発分野などの高変換効率が求められる分野に限られています。

24H 稼働可能

風力発電は風さえ吹いていれば昼夜を問わず発電することができます。

株式会社

【会社概要】

社名:株式会社エコロジーライフ

住所:〒115-0044 東京都北区赤羽南 1-9-11 赤羽南ビル 6F

代表:尾崎正道

資本金:1億4千万円

設立:平成4年4月

TEL: 0120-884-330

事業内容:風力発電システムの開発及び販売・メンテナンス業務。

社債について

●社債の基本

定期預金よりも金利が高く、株式よりはリスクは小さめな「社債」。聞いたことはあるけどよくわからない、どこ で買えるのかもわからない、という人が多いのではないでしょうか。今回は、社債の基本をご紹介します。

●社債って何?

社債は、「企業が発行する債券」のことです。基本形の「普通社債」のほか、一定の条件で株式に転換できる「転 換社債型新株予約権付社債」、弁済の優先順位が低いかわりに高利回りな「劣後債」などがあります(この記事では、 普通社債を中心に解説します)。

「公社債」という言葉もよく聞きますが、これは「公共債&社債」という意味あって、「公社債」という名前の債券 があるわけではありません。広く債券全体を指すので、「公社債」と「債券」は同じ意味と考えてもよいでしょう。

●定期預金は銀行が間に入っている分、受け取れる利息が少ない

債券を買うということは、債券を発行した国や企業に「お金を貸す」ということです。

国や企業は債券を買ってくれた人たちが払ったお金を使って、公共事業や設備投資などを行います。そして満期が きたら、そのお金を返します。ただお金を貸して欲しいといっても誰も貸してくれないでしょうから、定期的に 2.75%の利息を払いますという約束をし、貸す人(債券を買う人)にもメリットがあるようにします。

その「いつになったら、いくら返します。借りている間、2.75%の利息を払います」という約束事を形にしたの が債券です。債券は、発行する国や企業と、購入した人との間の借金の借用書なのです。





銀行などの預金も、預けるという漢字を使ってはいますが、実は「銀行にお金を貸している」のと同じです。銀行は、 顧客から借りたお金を、国や企業などに「又貸し」します。国や企業は、借りたお金に利息をつけて銀行に返します。 銀行は、受け取った利息の中からいくらかを自分でもらい(これが銀行の利益になる)、残りを「預金の利息」と して顧客に支払います。

つまり、債券も定期預金も「国や企業に貸し出されている」 という点ではいっしょなのですが、定期預金は、銀行が間に 入っている分、受け取れる利息が少なく(=金利が低く)な 答のです。

その他、ご不明な点は お気軽に担当者までお尋ねください。



株式会社三三回沙一ライフ

お申し込み用紙

0	お申込	者様						お申込日			年	月		日	
お名前	ふりがな							お申込	性	1. 5	古	1. 明治	2. 大正 3 (満 年	. 昭和	4. 平成歳)
ご住所 (お届け先)	ふりがな	<u> </u>		都道府県											
先)							(マンシ	ノョン・アパー	·卜名)
自宅	TEL	()	=	-		携帯電話	()		_			
メールアドレス @															
2	②配当金 (利払金) 受取口座について														
口座名義人	ふりがな		**********				(印)	ご入金	日		年		月		日
銀	行 1	. 普通	2.		舌番号		支 店 出張所			E	口座番号				
郵便	更局	1	(ご本人	通帳記確認の対		0	の 2m パラ	7 # _ L < CO			番号(右		7.41		
※ご本人確認の為、公的書類(住民票、パスポート、印鑑証明、運転免許証等)の写し1通を添付してください。 振込口座先 銀行名 みずほ銀行 支店 赤羽支店 口座 普) 2074110 名義人 カ) エコロジーライフ															
						23.33.	—————————————————————————————————————			0 11	1207				
3 ♯	3込内	容に	つい	7											
申込	単位	5万	円	(Γ	٦)	合計金額					,		円
	込書記載	成事項を	を承認	の上、	上記(の無担	保転担	奐社債型 新	近 株子糸	り権 付	社債を	申しむ	入み致	しま	d .
ご署								70		- 10- 10		申込者印		担当印	